

プラント内における無人航空機の飛行計画書

(事業所名称)

(代表者氏名)

「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」に基づく、無人航空機の飛行計画書は次のとおりとする。

飛行の目的	<input type="checkbox"/> 設備の点検 <input type="checkbox"/> 建屋等プラント以外の施設点検 <input type="checkbox"/> 敷地の巡回 <input type="checkbox"/> 避難訓練 <input type="checkbox"/> PR動画 <input type="checkbox"/> その他 ()			
撮影の方法	<input type="checkbox"/> 静止画撮影 <input type="checkbox"/> 動画撮影 <input type="checkbox"/> 赤外線撮影 <input type="checkbox"/> その他 ()			
撮影の対象	<input type="checkbox"/> 設備	<input type="checkbox"/> 建屋	<input type="checkbox"/> 敷地	<input type="checkbox"/> その他
	具体的な設備・施設 ()			
飛行エリアの状態	<input type="checkbox"/> 爆発性雰囲気を生成する可能性がなく火気の制限がないエリア <input type="checkbox"/> 爆発性雰囲気を生成する可能性があるエリアの近傍や火気の制限があるエリアの近傍			
飛行の日時	20〇〇年〇月〇日 () : ~ : 20〇〇年〇月〇日 () : ~ : (予備日)			
飛行の経路	千葉県袖ヶ浦市			
飛行の高度	地表などからの高度	m	海拔高度	m
航空法第132条 飛行禁止空域における飛行の許可 ※飛行禁止空域を飛行させる理由	<input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域 (空港等名称)			有・無
	<input type="checkbox"/> 地表又は水面から150m以上の高さの空域 <input type="checkbox"/> 人又は家屋の密集している地域の上空			
	(理由) ※国の許可・承認を要する場合は、国に提出した「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」(添付資料は不要)の写し及び国からの「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」の写しを添付すること。			
航空法第132条の2 飛行の方法によらない飛行の承認 ※法に掲げる方法によらずに飛行させる理由	<input type="checkbox"/> 夜間飛行 <input type="checkbox"/> 目視外飛行 <input type="checkbox"/> 人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行 <input type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行 <input type="checkbox"/> 危険物の輸送 <input type="checkbox"/> 物件投下			有・無
	(理由)			
	無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項			

無人航空機の機能及び性能に関する事項																									
無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項																									
無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項	<p><input type="checkbox"/>航空局標準マニュアルを使用する。(添付不要)</p> <p><input type="checkbox"/>航空局ホームページ掲載されている以下の団体等が定める飛行マニュアルを使用する。</p> <p>団体等名称 :</p> <p>飛行マニュアル名称 :</p> <p><input type="checkbox"/>上記以外の飛行マニュアルを使用する。(別紙として添付すること。)</p>																								
飛行監視体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名等</th> <th>所 属</th> <th>マニュアル操作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 場 監 督 者</td> <td></td> <td>可能／不可能</td> </tr> <tr> <td>操 縱 者</td> <td></td> <td>可能／不可能</td> </tr> <tr> <td>ドローン監視員</td> <td></td> <td>可能／不可能</td> </tr> <tr> <td>風 速 監 視 員</td> <td></td> <td>可能／不可能</td> </tr> <tr> <td>交 通 整 理 員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連 絡 員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラント事業者立会人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>兼務する場合、問題がない理由</p> <p>※ 飛行監視体制について、別添資料1に記載すること。</p> <p>※ 「現場監督者」は、飛行全体を取り仕切る。風速監視員から報告を受け、飛行高度及び飛行継続の可否を判断する。ドローン監視員からの異常報告を受けた場合は、飛行経路直下の道路封鎖を指示する。</p> <p>※ 「ドローン監視員」は、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を監視する。</p> <p>※ 「風速監視員」は、風速監視場所における風速の状況を現場監督者へ報告する。</p> <p>※ 「交通整理員」は、飛行経路直下の交通整理を行い、ドローン異常時に飛行経路直下の道路封鎖を行う。</p> <p>※ 「連絡員」は、ドローン異常時に現場監督者から交通整理員に対し、飛行経路直下の道路封鎖指示を伝達する。</p>	氏名等	所 属	マニュアル操作	現 場 監 督 者		可能／不可能	操 縱 者		可能／不可能	ドローン監視員		可能／不可能	風 速 監 視 員		可能／不可能	交 通 整 理 員			連 絡 員			プラント事業者立会人		
氏名等	所 属	マニュアル操作																							
現 場 監 督 者		可能／不可能																							
操 縱 者		可能／不可能																							
ドローン監視員		可能／不可能																							
風 速 監 視 員		可能／不可能																							
交 通 整 理 員																									
連 絡 員																									
プラント事業者立会人																									
リスクアセスメント																									
リスク対策																									
事故対処方法	<p>■爆発性雰囲気を生成する可能性があるエリアの近傍や火気の制限があるエリアの近傍に墜落し、出火した場合の対応方法</p>																								

	<p>■爆発性雰囲気を生成する可能性があるエリアの近傍や火気の制限があるエリアの近傍に墜落し、危険物等が漏えいした場合の対応方法</p>
	<p>■第三者の物件を損傷、第三者を死傷または機体の紛失した場合の対応方法</p>
	<p>■樹木の上や水面に墜落した場合の対応方法</p>
	<p>■緊急連絡系統</p>
外部関係機関への情報共有	<p><input type="checkbox"/>管轄消防 <input type="checkbox"/>産業保安監督部 <input type="checkbox"/>海上保安部 <input type="checkbox"/>警察署 <input type="checkbox"/>航空局 <input type="checkbox"/>自治体（ ） <input type="checkbox"/>近隣事業所（ ）</p> <p>※必要に応じて外部関係機関と協議、相談または情報共有等を行う。</p>
その他	<p>次の事項を厳守します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者に対する危害を防止するため、原則として第三者の上空で無人航空機を飛行させないこと。また、高速道路や鉄道等の公共機関近傍（100m以内）では飛行させないこと。 ・飛行前に、気象（仕様上設定された飛行可能な風速等）、機体の状況（バッテリーの残量確認、通信系統及び推進系統の作動確認）及び飛行経路（第三者の立入の有無）について、安全に飛行できる状態であることを確認すること。 ・取扱説明書に記載された風速以上の突風が発生するなど、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には飛行を中止すること。 ・酒精飲料等の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させないこと。 ・不必要的低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、他人に迷惑を及ぼすような飛行を行わないこと。 ・飛行の際には、国からの「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」の写しを携行すること。 ・爆発性雰囲気を生成する可能性があるエリアの近傍や火気の制限があるエリアの近傍を飛行させる場合、事前に同エリア周辺の地上部のガス検知を行うこと。
備考	<p>【飛行計画承認者】 【飛行計画立案者】 【連絡先】電話：</p>